

<p>件名</p>	<p>亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>医療センター 医事管理室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>管理職手当の支給を受ける職員が週休日又は休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当について、災害への対処等のためにこれらの日以外の深夜に勤務した場合においても支給することとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により雇用保険法が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）管理職手当の支給を受ける職員が、災害への対処等により、週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給することができることとします。 <第9条関係></p> <p>（2）雇用保険法において、雇用保険の適用対象者が見直され、また求職活動に伴う費用の支給制度が拡充されたことに伴い、関係する規定の整備を行います。 <第17条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、（1）については公布の日とし、（2）については平成29年1月1日とします。</p>		

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第35号

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条中「割り振らない日をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該病院事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第6項及び第8項の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。